



Title	北海道大学法学会記事
Citation	北大法学論集, 65(1), 121-123
Issue Date	2014-05-30
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/56130
Type	bulletin (other)
File Information	lawreview_vol65no1_7.pdf



[Instructions for use](#)

北海道大学法学会記事

〇二〇一三年十二月十二日(木) 午後四時三十分より

「日本憲法学における国体概念に関する覚書——穂積八束と明治一五年の「主権論争」を手がかりに」

報告者 西村 裕 一
出席者 四十一名

一 問題の所在

戦前の憲法学史において最も重要な概念の一つが国体であることに、さしたる異論はなからう。しかし他方で、国体という概念が理性的な討議を遮断する機能を持ち得たこともしばしば指摘されるところであり(松浦寿輝、長尾龍一)、それゆえ、戦前の憲法学の結末は、憲法学の中に国体という概念が引き入

られたときに、すでに運命として決まっていたのではないだろうか。そうであるとすれば、そもそも何故憲法学に国体概念が持ち込まれたのかという問いは、あるいは国体概念が何を意味するのかという問いと同様に、日本憲法学史研究において、問われるべき価値のある問いであるように思われる。

ところで、日本憲法学に国体概念を持ち込んだ一人と目される穂積八束は、それを日本的(倫理的)・西欧的(法学的)の二義的に用いていたにも拘らず、いつしか、「憲法学における国体はドイツ国法学における Staatsform の直訳である」と言われるようになっていく。しかし、例えば明治四〇年の美濃部達吉にとって、かかる命題は自明ではなかった(『日本国法学』一二〇—一二二頁)。

そこで本報告は、日本憲法学における国体概念の起源、及び、国体が Staatsform の翻訳語であるという議論の起源を探索するための手掛かりを得ることを、目的とする。

二 「国体」の起源

管見の限り、穂積が最も早い時期に法学的意味における国体を国体政体二元論とともに定義したのは明治二九年のことであるが(「国体ハ統治主権ノ所在ニ由リテ分カレ政体ハ統治

権ノ行動ノ形式ニ由リテ同シカラス」(『国民教育憲法大意』六頁)、それは、ラーバントをはじめとするドイツ国法学の Staatsform 論とは異なるものであった(國分典子)。他方、明治四三年の名著『憲法提要』の中で、穂積は、約三〇年前に彼が学生として参加していた「主権論争」に言及するところ、たしかに当該論争においては、主権の所在を徴表とする国体概念が用いられていた。そして穂積もまた、全てではないにせよ、そのような用例に従っているように見えることもあったのである。(例えば、『東京日日新聞』明治一五年四月二一日・二六日)。

この点、かかる国体概念の用例は、大日本帝国憲法四条の「体用論」に影響を与えたと言われる、Hermann Schulze, Das Preussische Staatsrecht, Bd. 1, 1872の翻訳である『国権論』(木下周二訳、一八八二年)の中に見つけることができる(S. 141, 二七頁)。そして、同書の該当箇所を社説で引用した明治一五年二月一五日以降、『東京日日新聞』誌上にてかかる国体概念の用例がしばしば見られるようになったことはたしかである。

もちろん、結論を得るためにはより厳密な論証が必要であるが、同書が井上毅を介して『東京日日新聞』に与えた影響(山室信一)にも鑑みるならば、シュルツェ『国権論』が穂積(ひ

いては我が憲法学)における国体概念の起源となった可能性についても真剣な考慮に値するのではないかというのが、本章のささやかな提案であった。

三 「国体 = Staatsform」論の起源

Staatsform と国体との関係を遂に明言することがなかった穂積に対し、「Staatsform・Regierungsform」と「国体・政体」とを結びつけたのは、管見の限り、明治四四年一月の上杉慎吉である(「国体及政体」)。もとよりそこで強調されていたのは、西洋においては国体と政体の区別が存しないことであったのだが、それを逆手に取ったのが美濃部である。すなわち彼は、穂積や上杉の国体概念を Staatsform と結びつけることで、それが法学的意味で用いられていることを明快にするとともに、政体を Verfassungsform (ないし Regierungsform) と結びつけ、Staatsform・Verfassungsform・Regierungsform の三概念を等号で結ぶ——それは上杉が行ったことなのだが——ことにより、国体政体二元論を批判したのであった(「帝国ノ国体ト帝國憲法」、一九一三年)。

もとよりここでも、これだけではかような上杉・美濃部論争の副産物が「国体 = Staatsform」論の起源になったことの

論証としては不十分であり、本報告もそこまでの主張を行うものではない。ただ、穂積における「国体」と「政体」とを Staatsform と Regierungsform とに対応させるのは、少なくとも穂積の主観とは合致しておらず、その後我が国で一般化した見解を過去に遡及させるというアナクロニズムを冒しているのではないか、ということと言えるように思われる。

四 むすびに代えて

右の二つの結論は、いずれも従来あまり指摘されてこなかった点であり、日本憲法学史研究に新しい視点を付け加えることができたのではないかと考えている。とりわけ、戦前の憲法学史が美濃部ら立憲学派の目を通して語られる傾向にあり、その結果立憲学派のバイアスが掛かったものになっているのではないかという点を意識することが、必要であろう。

もつとも、質疑応答の中でも述べたとおり、これらはいずれも今後の研究の方向性を示唆するに止まるものであり、発展的な——と言えは聞こえはよいが、要するに未熟な——試論に過ぎない。この方向性を論文という形で具体化することが、報告者に課せられた義務であろう。